

後期高齢者医療制度の自己負担限度額（月額）

令和8年8月1日現在							
負担割合	適用区分			自己負担限度額（1か月あたり）※5		年間上限額	療養病床以外の入院時の食事代（1食あたり）
				外来【個人単位】	外来＋入院【世帯単位】		
3割	住民税課税世帯	現役並み所得者※1	現役Ⅲ 課税所得690万円以上	270,300円＋（10割分医療費－901,000円）×1% 4回目以降 ※6 140,100円		168万円	550円 ※10
			現役Ⅱ 課税所得380万円以上	179,100円＋（10割分医療費－597,000円）×1% 4回目以降 ※6 93,000円		111万円	
			現役Ⅰ 課税所得145万円以上	85,800円＋（10割分医療費－286,000円）×1% 4回目以降 ※6 44,400円		53万円	
2割		一定以上所得者	一般Ⅱ 課税所得28万円以上かつ「年金収入＋その他の合計所得金額」が200万円以上（被保険者が2人以上の世帯は320万円以上）	22,000円 ※7	61,500円 4回目以降 ※6 44,400円	53万円 ※9	
住民税非課税世帯		区Ⅱ ※3		11,000円 ※8	25,700円 4回目以降 ※6 24,600円	29万円	
	区Ⅰ ※4		8,000円				15,700円

※1 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療被保険者（以下「被保険者」）がいる方。ただし、住民税課税所得が145万円以上でも、次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合は、窓口の負担割合が1割または2割負担になります。

(1) 同じ世帯に被保険者が1人で、収入が383万円未満の場合

(2) 同じ世帯に被保険者が1人で、70歳以上75歳未満の方を含めた収入の合計額が520万円未満の場合

(3) 同じ世帯に被保険者が2人以上で、被保険者の収入の合計額が520万円未満の場合

※2 住民税課税世帯で一般Ⅱに該当しない方

※3 住民税非課税世帯で区Ⅰに該当しない方

※4 住民税非課税世帯かつ各種所得額から必要経費を差し引いた所得（給与所得がある場合は、給与所得から10万円を控除。公的年金控除は82万6,500円として計算します。）が0円または老齢福祉年金を受給している方

※5 月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより加入する方（障がい認定で加入する方は除く。）は、加入した月の自己負担限度額が2分の1に調整されます。

※6 過去12か月以内に3回以上限度額に達した場合の4回目からの自己負担限度額です。

※7 年間（8月～翌年7月）の外来の自己負担額合計の限度額は216,000円となります。

※8 年間（8月～翌年7月）の外来の自己負担額合計の限度額は96,000円となります。

※9 課税所得が28万円未満である場合には、年間上限額を41万円とします。

※10 課税世帯で北海道の発行する指定難病（特定疾患）の医療受給者証をお持ちの方は1食330円になります。

※11 過去12か月以内に、区Ⅱの認定を受けている期間のうち、入院日数が通算90日を超えた場合の1食あたりの食事代です。ただし、申請が必要になります。